資料４

（仮称）万博記念公園駅前周辺地区活性化事業　交通問題に対する吹田市環境影響評価審査会交通部会の意見

１　交通対策について

（１）道路交通対策について

ア　交通混雑の評価の前提である道路改良対策ＡからＤ案については、その必要性を十分に認識して、関係者と協議を進め、アリーナ開業に間に合うよう取り組むこと。特にD-2 案については、現状の慢性的な交通混雑の状況に与える影響を認識し、良好な環境の創造に資する取組として、実現に努めること。

ただし、D-1 案についてはデメリットも踏まえ、広く周辺住民の意見等を把握したうえで、関係者と協議を行い、結論を得ること。

イ　現状も影響をもたらしている南側住宅地の生活道路への車両の流入について、当該事業に起因する流入の防止が図られるよう、必要な対策を継続的に講じること。

（２）公共交通機関の対策について

ア　アリーナ来場者の主たる交通機関はモノレールであり、退場時の増便対応は、現状の日数に比べて著しく増加すると想定されるため、モノレール事業者と緊密に連携し、安全確保と混雑緩和を図ること。また、万博記念公園駅周辺の混雑緩和を図るため、アリーナ来場者の退場時間の調整、施設内や周辺施設に来場者が滞在するよう誘導する仕組みづくりなど、ソフト事業も実施すること。

イ　アリーナ来場者は、退場時に混雑するモノレールの利用を回避するため、阪急山田駅に向かうことが見込まれる。来場者を積極的に阪急山田駅に誘導するため、その経路を示すわかりやすい誘導サイン等の整備を行うほか、交差点の安全確認などを実施すること。

（３）バリアフリー化の取組について

事業地のバリアフリー化を推進するため、先進事例の取組の導入検討を行うとともに、当事者団体などからの意見聴取等にも努め、有効な取組を積極的に採用すること。

２　（仮称）交通対策調整組織について

事業者が提案した、万博記念公園駅前周辺地区全体の交通対策を調整する「（仮称）交通対策調整組織」（以下、「調整組織」という。）は、その設置による成果を大いに期待するところである。

事業者は、調整組織を早期に設置できるよう努めるとともに、実効性の高い

組織となるよう、以下の点に取り組むこと。

（１）調整組織には、構成員の中から主導的役割を担う者を置き、各構成員が当該主導者のもと、円滑にイベント日時・集客予測を事前に共有・集約し、効果的かつ必要な交通ソフト対策連携が図れる体制を整えること。

（２）公園や外周道路を管理する大阪府にも、主体的に参画し、必要に応じて中心的な役割を果たすよう働きかけること。

（３）調整組織の立ち上げにあたっては、地域住民との情報共有のあり方について、意見交換等により、調整を図ること。

（４）調整組織は、当該地域の課題整理が実施され、必要に応じて客観的なデータ分析による検証・改善が図れる組織とすること。

３　事後調査について

（１）供用後の交通に関する事後調査では、万博記念公園駅前周辺地区全体の来場者特性、交通手段などを把握すること。

（２）交通流動シミュレーションの結果と事後調査での実測値の比較、評価においては、上記の調査等から条件を補正し、整合を取ること。

（３）交通事故の発生状況や南側住宅地への進入車両の状況、調整組織の運営状況など、これまでの審議において、事後調査報告の中で示すこととなった多くの項目については、網羅的に整理したうえで、適切かつ客観的な調査等を確実に行うこと。

４　付帯意見

事業敷地外とされた①-ｂ敷地の事業計画等が確定すれば、その内容を踏まえ、Ｉ期完成後の事後調査も活用して、交通に係る環境影響評価を再度実施すること。